

特261

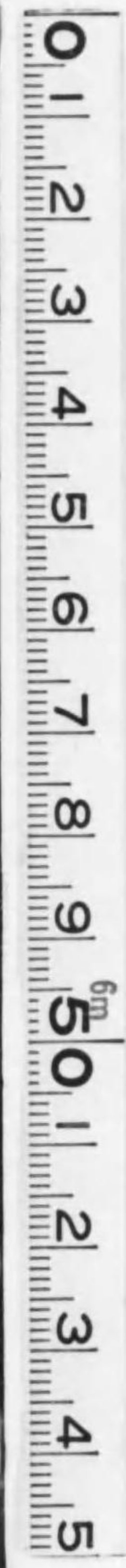
51

24

256

小鍛治

昭和改訂版
肉十五



始



小鍛冶

〔梗概〕時の帝一條院不思議なる御靈夢により、三條の小鍛冶宗近に御
 劔を奉てとの宣旨を下されしが、相槌おつ可き程の者無きより宗近思
 ひ悩み、氏の神稻荷明神の冥助を仰がんと參詣する途すがら、忽然と
 一人の童子現れ、勅命の趣き既に知れる由を語り、劔の來歴威徳
 など懇ろに説き、心安く思ふ可しと言ふ。餘りの不思議さに、童子に
 如何なる人ぞと問へども答へず、より誰なりとも頼むべし、時節至ら
 ば必ず來りて汝を助くべしと言ひて行方も知らず去れり。宗近即ち御
 劔をおつべき壇を構へ幣を立て潔齋祈願しけるに、稻荷の神體現れ給
 ひて思ひもよらば相槌をおち給ふ、かくてめでたく、表に小鍛冶宗近
 、裏に小狐と二ツ銘の名劔をおち上げし奇特の靈驗を示せる一曲。



シテ 童子
 後シテ 稻荷明神
 ワキ 三條小鍛冶宗近
 ワキヅレ 橋道成
 後ワキ 前ワキ同
 季 不定
 所 京都

小鍛冶

^{大信詞}
 是も一條院お仕へ事象の橋の乃成と
 事也。相も帝今相不思後此
 事多海くて。三條、小鍛冶宗近
 法割をうたせしるべき事。の。宣旨唯
 今成即里てしる。此由を宗近よ。カ

付をやらねば。あつよは内よ家別の
渡里の あつ宗通と承けの誰よて渡
里にぞ 大臣是ハ官なるもくは 上扱を帝
々 あつあつよの清見を あつあつよ
清刻を あつあつよの法事あり
と 上あつよ あつあつよ あつあつよ

あつよ あつあつよ あつあつよ
を あつあつよ あつあつよ あつあつよ
もの あつあつよ あつあつよ あつあつよ
あつよ あつあつよ あつあつよ
い あつあつよ あつあつよ あつあつよ
あつよ あつあつよ あつあつよ あつあつよ

程の者此^上お樞^上仕りて了る。清^上教^上をも
 うち中^上へけき。愈^上よ角^上に以^上て事^上を
 中^上意^上赤^上面^上したる^上斗^上なる^上也^上 大^上也^上 中^上取^上
 る^上者^上の^上あ^上れ^上た^上事^上も^上ぬ^上ま^上の^上清^上吳^上
 事^上の^上あ^上ら^上ば^上い^上う^上成^上事^上ら^上ば^上中^上取^上ら^上ぬ^上
 く^上さ^上つ^上い^上た^上も^上く^上領^上事^上中^上取^上ら^上ぬ^上と^上
リヤウジヤウ

上 弓^上重^上程^上て^上言^上る^上事^上は^上 あ^上ま^上け^上ら^上ぬ^上
 愈^上り^上も^上角^上に^上も^上宗^上迹^上が^上く^上 あ^上ま^上け^上ら^上ぬ^上
 には^上若^上まり^上て^上清^上劍^上の^上や^上し^上を^上此^上に^上み^上よ^上 あ^上ま^上け^上ら^上ぬ^上
 心^上成^上事^上を^上去^上取^上ら^上 あ^上ま^上け^上ら^上ぬ^上
 の^上清^上代^上た^上事^上も^上 あ^上ま^上け^上ら^上ぬ^上
 きん^上史^上の^上 あ^上ま^上け^上ら^上ぬ^上
あ^上ま^上け^上ら^上ぬ^上

一大事のよきを作出されてゆく格たりのふ
 へ神力を頼むあつては別後なくは其
 が氏の神を稲爲此的神よそは程よ是
 よま志にいらるるふ集りけ事新格や
 さづやと存け 一たふくあきあるは
 二桑北小祿治宗をよこくしりゆり

わき
 婦きむふたへてさくらふるは事なる
 がんもあた方よま事り強ひ家名
 残はして宣ふいいたなる人よてまは
 中ぞ 一て 雲乃上なる君よりも教をう
 ちて集らせよと汝は信有一よたふ
 わき
 さきびこそまよしきてもねく奇物の

一平あき剱の勅も唯今なるを早
 くも志ろ一めさる一平。及もふ事
 あり 實にまを事するれを縁の
 志れを諸人としわき上 天よ怒りあり
 地ろひく 聖よ耳岩の拍りお世中
 にく 陽きあく一殊よヤチノハ
し

上人の清観れ光りの何くからん只
 頼めは君ろあまよこくは観もあまろ
 んよ計なるたをうひ計はけるをま
クリ
 上人深王三尺此をいの剱存おろるん
 規きを結め又やうてらびらのけるま
 志ろ一つの光りあうら上を後を

宗皇帝此種魁大臣も 勅の御り
 魂魄ハ君命に仕まり。魁魁鬼神
 にもるを劔の刃此光よ急事て生あた
 をあひるをえん 洋家本船よ指お
 て割れ滅海 中よ及ぬ奇特とくや
 又我躬乃其初め人王十二代 業乃天

曲下

皇又この里此清名を日本武と中
 が東夷を退治の勅を受 関此東も
 逸なる吾妻乃旅のそすぐる 伴勢
 や尾張の海はくよ立波をも返る事
 よとうくも女いつくあうも帰る波を
 衣手ふあし海とさむつけて行程よ

上ト愛アやかカこの我ニひハよヨ人馬トがんくつふ
才ヲを碑ヲまシ血ハ涿麻ノ此ノ川トあリつク紅ク
波ノ楯ノ流ル一ノ教ノ度ノよク及ビ家ノ夷ノもシ曹ノ戎ノ
統ヲでテ身ヲをシ伏セ皆ノ降ル系ヲをシ中ノ心ノりノ首ノ
の清ク字ヲよク里ノ以テ指シ場ヲをシ免ルぬク里ノ
比ハ神ノ無ク月ノ廿日餘リの事ヲあリぬク四方の事
ヤラハ

中ノ所ノもシ冬ノ枯レれル幸シ山ノにシんノあリぬク初ノ音ヲをシ
眺メめテをシあリひニはシ夷ノ何ノ方ヲをシかシこシみニ
枯レれルの草よク火ヲをシうキ解ル煙ノ散ルふク
燃レるノ散ル及ビ教ヲをシ歩クきテ火ノ焰ヲをシ
放チてシかシ里ノをシれルをシ尊ノ教ヲをシ接シてシぐク
あリをシ拂ヒぬク布ノのほをシたチ退ケ
ヤラハ

と四方の草茂薙拂へば割乃精良嵐
をまつて焔も草も吹反されて天に
輝き地もさちくして猛火の都て教
をやけたを救万壽の夷をハ忽爰よて
失てかりき後四海治りて人家戸ざ
一残忘れしも其草薙のちとこの屋

古今汝がうつべきを瑞おのは剣もい
くでそまよハ劣るべた傳々家の宗
道よ公易くも名ひく下向一途入
洋家本物よ於いて教此義法時お
とつての程云中をう里るくはおこは身
まいうなる人をよー詩ありといも

粧むべし。先と勅の法教をうつべた壇
を飾りつゝ其時我を待ぬる日通力
乃身を委ねてくまらずに時言
ふ糸り合くは力をつまやべし待ぬへ
夕雲の福首山行法と志くは美はき
宗近勅ふはつて別壇小
中ノット

あぐる不浄を履ぐる七重の志免。四
方に本首を掛まり。幣帛をはく事。
中
佐ぎ願くは八人皇六十六代一条の院乃
清字小。其後之巻をさる事。是私の
力よあはれ伊弉諾伊弉册此等。天の浮
橋を語渡り。世を草原を採り給ひ。

此より初まなり。その後あんせむそ

うかだ加陀あぐ陀ちり波み新當弥そん陀り尊や者より

此よりあま國中ぬち六との子孫六よ日傳へ三

今にヤラあヤラれりヤラ。宗ヤラ近ヤラ私ヤラ

乃言ヤラ名ヤラよヤラ阿ヤラくヤラ走ヤラ天ヤラ卒ヤラ出ヤラのヤラ勅ヤラ命ヤラ

にヤラあヤラれりヤラ。さヤラあヤラるヤラ。十ヤラ方ヤラ恒ヤラ沙ヤラ乃ヤラ法ヤラ神ヤラ只ヤラ

今乃宗をよ力を合せてたびぬへと

くヤラ幣ヤラ帛ヤラをヤラ持ヤラ法ヤラくヤラ。天ヤラよヤラ作ヤラぎヤラかヤラうヤラべヤラをヤラ

地ヤラよヤラ法ヤラけヤラ冒ヤラ熟ヤラのヤラ丹ヤラ誠ヤラ少ヤラ入ヤラ納ヤラ更ヤラせヤラしヤラ

免ヤラぬヤラへヤラやヤラ。謹ヤラ上ヤラ再ヤラ拜ヤラ。早ヤラ笛ヤラいヤラうヤラよヤラもヤラ宗ヤラ

近ヤラ勅ヤラ乃ヤラ劔ヤラくヤラ。うヤラつヤラべヤラきヤラ時ヤラ是ヤラはヤラこヤラくヤラ

うヤラにヤラ志ヤラ事ヤラりヤラ。輕ヤラめヤラやヤラ輕ヤラめヤラ。只ヤラたヤラのヤラめヤラ。勸ヤラ也ヤラ。

東南増のよまありくして宗近よ
系舟の勝を屈しお清敏のう稱ハ空
とへん宗をも忍悦の心をさたせし
か祢取出し教乃挺をさつしとて
丁どらうのちぢらうくとおかまひなる
挺の響るき天地ふまへそをひたしや
キ上

わき
かくて清剣を歩まの表よ小鎌治宗

近とらうつ 神祚時れ身子なれば小狐
とまよ解るよ 日 赤たてりま清剣乃
又い書を乱しをれが天の村をを星
なれや 天下第一の二銘の清
紐めく 四海を治め終へばみ土氣成就も

け時なまや、別海が氏の神、緒あら神
 神小狐丸を、勅使よ持きや、早よ
 なりといひ控て、又村をに飛のり又
 村をよ、飛のりてひが、山いあり
 峰よぞ、海りける

昭和八年九月一日納本
 昭和八年九月五日發行

定價金五拾錢

著作權所有



東京市下谷區上根岸町八十二番地

著者 寶生新

東京市京橋區銀座四六丁目三番

發行兼印刷者 江島伊兵衛

發行所 下掛寶生流謠本刊行會

終

